

TPP販路拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）交渉参加国（オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナム）への販路拡大を促進するため、日本以外のTPP協定交渉参加国で開催される工業製品関連の商談会や展示会（一般消費者への販売を目的に開催されるものを除く。以下「商談会等」という。）へ参加する県内の中小企業者のうち製造業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 総務省が定める日本標準産業分類(平成26年4月1日施行)の大分類における製造業を営む者。ただし、中分類における食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を除く
- 二 県内に事務所又は事業所を有する者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる商談会等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 申請年度における商談会等で、補助対象者以外の者が開催するものであること
- 二 常設の商談会等でないこと
- 三 補助対象者が本要綱と同様の趣旨で交付される国、県その他公共団体の補助金を受けて出展する商談会等でないこと

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に定める経費とし、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

- 一 出展料（小間代、又は小間代を含む基本装飾パッケージ料金）
- 二 通訳雇用費
- 三 出品物の輸送費（販売商品は対象外）

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、前条に規定する補助対象経費とし、30万円（1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を限度とする。

2 補助対象者が補助金の交付を受けることができるのは、同一年度において1回限りとする。

（交付申請）

第7条 補助対象者は、商談会等の20日前までにT P P販路拡大支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、年度予算の上限に達し次第、公募を終了することがある。

- 一 事業計画書（第2号様式）
- 二 商談会等の内容を定めた資料
- 三 納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの）
- 四 商業登記簿謄本、定款
- 五 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

2 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者が役員に含まれている者は、交付申請をすることができない。

3 福島県知事（以下「知事」という。）は、前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長あて照会することができる。

（交付決定）

第8条 知事は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、T P P販路拡大支援事業補助金交付決定（不交付）通知書（第3号様式）により申請者へ通知するものとする。

2 知事は、交付決定をする場合において当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付与するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 前条の通知を受けた補助対象者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに

付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までに、その旨を記載した書面により申請を取り下げることができる。

(変更等の申請)

第10条 第8条の通知を受けた補助対象者は、事業計画を変更しようとするときは、あらかじめT P P販路拡大支援事業補助金変更(中止・廃止)申請書(第4号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で知事が認めるものについてはこの限りではない。

2 前項の軽微な変更で知事が認めるものとは、次に定める場合で、事業計画の大幅な変更がないものをいう。

一 補助金額の増額を伴わない補助対象経費の20%以内の変更となる場合

(変更交付決定)

第11条 知事は、前条に規定する変更申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付の可否を決定し、T P P販路拡大支援事業補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第12条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適性を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 知事は、補助事業者が補助を受けた後において、補助事業者の海外販路拡大に関する状況を調査することができる。

(実績報告)

第13条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助の対象となる商談会等が終了したときは、商談会等が終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までにT P P販路拡大支援事業補助金実績報告書(第6号様式)に、次の各号の書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 収支決算書(第7号様式)

二 領収書の写し等補助対象経費を証する書類

三 出展の様子が分かる写真

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、T P P 販路拡大支援事業補助金額確定通知書（第8号様式）により補助対象者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第8条若しくは第11条で通知している交付決定額と確定額とが同一である場合においては、省略できるものとする。

(補助金の支払い)

第15条 補助対象者は、前条の規定による通知を受領したときは、速やかにT P P 販路拡大支援事業補助金交付請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、交付決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- 二 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨をT P P 販路拡大支援事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第17条 補助対象者は、補助金の交付対象となった事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 補助金を受けた者は、報告等を求められた場合には、速やかにその報告等に応じなければならない。

(成果の公表)

第18条 知事は、補助金の交付を受けて実施した補助事業の内容について、企業名・住所・補助金額・成果等をホームページ等により公表することができる。

(補則)

第19条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。